

第2回中野区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和5年10月23日(月)午後3時～ 中野区役所4階 庁議室
出席委員	武藤委員(会長) 阿世賀委員(会長代理) 進藤委員 大村委員 菊池委員 大辻委員
傍聴人	10名
審議案件	令和6年度 労働報酬下限額について
審議内容	事務局より説明 ①熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について →公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とする。 ②公共工事設計労務単価が設定されていない職種の考え方について →類似の業務を担う工種の単価を準用し、単価が設定された場合はその単価とする。 ③未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について →公共工事設計労務単価の「軽作業員」に100分の70を乗じて得た額とする。 ④委託・協定に係る労働報酬下限額の考え方について →現在の会計年度任用職員報酬を基に、人事院勧告や最低賃金の引き上げ等をどのように勘案していくか、いくつか案を提示した上で諮る。
主な意見等	①熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について ・公共工事設計労務単価の90%というのは、他区と比較しても妥当な数値設定だと考える。 事業者側としても、他区と比べて中野区だけ差が出ることは望ましくないと考える。 ・2024年4月から始まる工事現場での時間外労働の上限規制等に伴う人材確保が課題となる中、公契約条例により、労働条件を確実に確保すべきである。 ③未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について ・公共工事設計労務単価の軽作業員の70%というのは、実際の賃金額を考慮しても、概ね問題はないのではないかと考える。

	<p>④委託・協定に係る労働報酬下限額の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例の適用対象となる委託契約は現業系の職種が多い。労働報酬下限額を定めるにあたり、これまでの事務補助の会計年度任用職員報酬を基本とするのではなく、現業系の会計年度任用職員報酬を勘案する方が望ましいのではないか。 ・事業者側としても、人手不足に対応するとともに、公共サービスの品質を確保するためには相応な額を設定すべきだと考える。 ・現業系の会計年度任用職員報酬単価が、令和5年度は1266円なので、会計年度任用職員（一般事務補助）報酬相当の特別区人事委員会勧告による上昇幅3.89%程度を乗じて、1310円では如何か。 <p>※以上の審議を踏まえ、労働報酬下限額の案を決定した。</p>
その他	今後のスケジュールについて確認した。